

報告 1

3産労農水第1735号

東京海区漁業調整委員会

くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領（令和3年11月25日付3産労農水第1259号施行）第3の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（大型魚）に係る令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したことについて、第4の規定に基づき貴委員会へ報告します。

令和4年3月11日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

1 知事管理漁獲可能量の配分

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量(トン)
くろまぐろ(小型魚)	東京都くろまぐろ(小型魚) 漁船等漁業	9.4トン
	東京都くろまぐろ(小型魚) 定置漁業	0トン
くろまぐろ(大型魚)	東京都くろまぐろ(大型魚) 漁船等漁業	60.3トン
	東京都くろまぐろ(大型魚) 定置漁業	0トン

2 参考

(1) 東京都漁獲可能量

くろまぐろ(小型魚) 9.9トン

くろまぐろ(大型魚) 61.3トン

(2) 東京都留保枠

くろまぐろ(小型魚) 0.5トン

くろまぐろ(大型魚) 1.0トン

くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき実施する、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る海区漁業調整委員会の意見聴取については、あらかじめ東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の了承を得たうえで、本実施要領に定めるところによるものとする。

（趣旨）

第 1 くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に伴う知事管理漁獲可能量の変更に関するルールを整備することにより、事務手続きを迅速化し、漁業者の操業機会を確保し、漁獲枠の有効活用を図る。

（追加配分時の手続き）

第 2 追加配分に伴い当該管理年度の知事管理漁獲可能量を変更しようとするときは、次の第 3 の規定に基づき配分を行うこととする。

（知事管理区分への追加配分の基準）

第 3 くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の知事管理区分への追加配分は、漁船等漁業へ配分することとする。

（変更後の報告）

第 4 本実施要領により知事管理漁獲可能量の変更を行った場合には、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、直近で開催される委員会でその経緯を報告する。

附 則（3 産労農水第 1259 号）

この実施要領は、令和 3 年 11 月 25 日から適用する。